



迎春

平成23年 元旦

藤本 俊一

職場内で回覧しましょう

新年のごあいさつ



財団法人
大阪府社会保険協会
会長 原田 雅俊



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、本協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

財団法人大阪府社会保険協会は、社会保険制度の普及・広報宣伝活動をはじめ、被保険者とその家族の皆様方の健康保持増進を図るため、保健師等の指導による健康づくり事業や疾病予防の推進、生活習慣改善のための健康づくり等の事業を積極的に推進しているところです。

現在、健康保険の業務は一部を除き、全国健康保険協会に移行し、公的年金の業務につきましても、日本年金機構が担っておりますが、制度に関する広報活動は、本協会におきましても毎月作成する『社会保険時報』等をホームページで公開することにより普及に努めております。

また、会員の事業所様には、年4回発行の『協会だよりおおさか』に《参考冊子》を同封し、制度説明会のご案内や被保険者等の保健厚生についても積極的に推進いたしております。このように私ども大阪府社会保険協会は、各機関との連携を密にしながら、常に活力のある社会を目指し、皆様の健康づくり・生きがいの情報発信の拠点としての使命を果たす所存でございます。

いずれにいたしましても、将来的により安定した社会保険制度の確立に多くの期待が寄せられている現状のもとで、社会保険協会事業の重要性を鑑み、役職員一同、決意を新たに精励いたしてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方には充実したよき1年となりますようにお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック
本部長 藤田 厚

新年あけましておめでとうございます。

皆様方にはお健やかに新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃は政府管掌年金事業について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構は、平成22年1月1日から厚生労働大臣からの委任・委託を受け、政府管掌年金事業の運營業務を担う組織として発足し、2年目を迎えることとなりました。

1年が経過し、ようやく落ち着きを取り戻しつつありますが、発足当初においては、一部事務処理に混乱をきたし皆様方にご迷惑をおかけしたところであり、心からお詫び申し上げます。

私ども日本年金機構におきましては、業務の適正な運営、そして国民の皆様の信頼の確保を目指して、基本理念、運営方針を掲げております。

また、その基本理念では、国民の皆様の信頼を基礎として、政府管掌年金事業に対する国民の皆様のご意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化ならびに業務運営における公正性および透明性の確保に努めることとしており、特に、サービスの充実に関しましては、日本年金機構としてお客様サービスの基本的な方針、お約束として、「お客様へのお約束10か条」を作成し、全職員が常に原点に立ち返りながら、その実現に取り組んでいるところであります。

まだまだ不十分なところはあろうかと思いますが、年金制度に対するお客様からの信頼を回復すべく、お客様サービスの向上、年金記録問題の早期解決および適正な事業運営につきまして、職員一同業務に邁進してまいります。

本年も皆様方の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご発展を祈念しまして、新年のごあいさつといたします。



全国健康保険協会 大阪支部
支部長 村松 俊彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は健康保険事業の円滑な推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで昨年は、皆様方のご協力のもと、被扶養者の再確認業務に取り組むなど保険者として求められる事業の推進を図ることができました。

また、医療給付の増と標準報酬月額額の減少などに伴う保険料率の極端な引き上げを抑制すべく、一昨年秋より国庫補助率（13%）の引き上げを政府に要望してまいりました。

国の財政状況が厳しいなかで国庫補助率を16.4%とするなど、国の支援策により引き上げ幅は0.6%圧縮されましたが、それでもなお保険料率の大幅な引き上げとなったことを大変心苦しく思っています。

さて、平成23年度の保険料率についてですが、昨年の診療報酬のプラス改定等の影響もあり、引き続き保険料率の引き上げが必至の情勢にあります。このため、国庫補助率を健康保険法で定める上限の20%とするよう政府に強く要請しているところです。

私ども協会けんぽでは、少子高齢社会を迎え、健康保険制度を安定的に運営することが、ますます重要であると考え、昨年に引き続き、被扶養者の再確認業務および生活習慣病予防健診等の健診業務を推進するとともに、国の方針のもとジェネリック医薬品の普及活動についても取り組んでまいります。

大阪支部といたしましても、医療費の抑制に向け積極的に取り組むとともに、さらなる業務の効率化、サービス向上に向け努力してまいりますので皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

新年にあたり、皆様方のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げます、年頭のごあいさつとさせていただきます。

退職後の健康保険加入のご案内

—協会けんぽにご加入の方へ—

退職後の健康保険には、「**協会けんぽの任意継続**」、「**国民健康保険**」、「**ご家族の健康保険（被扶養者）**」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、お手続きください。

退職後は、お手持ちの（事業所で加入していた）健康保険証は使用できません。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<p>保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。</p> <p>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額とならない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 保険料の減免制度があります。 お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 	被扶養者の保険料負担はありません。

協会けんぽの任意継続加入の手続き

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）にご提出ください。

大阪支部では、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書・記入例・申出時等に必要な添付書類や任意継続被保険者制度の概要を記載したしおり・返信用封筒（切手必要）」をパックにした「協会けんぽ継続セット」をご用意しております。

お電話にてご用命いただきましたら、ご自宅に郵送させていただきます（退職後20日以内に申出書を提出する必要がありますので、お申し出はお早めに！）。

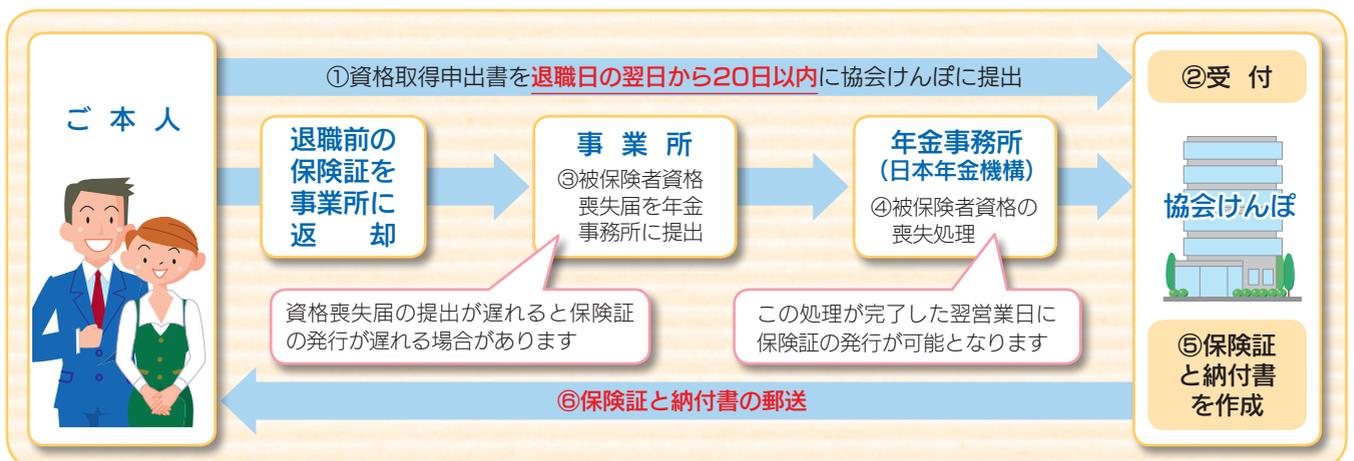
協会けんぽ加入事業所の担当者様へのお願い

「被保険者資格喪失届」を早急に管轄の年金事務所（日本年金機構）にご提出願います（任意継続被保険者の手続きを進めるには、事業所での加入資格を喪失している必要があります）。

協会けんぽの任意継続に加入された場合は

<p>被保険者期間</p>	<p>■ 最長で2年間です。ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき ・ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき ・ 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき ・ 被保険者が亡くなったとき
<p>保 険 料</p>	<p>■ 退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。ただし、上限があります（お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額とならない場合があります）。</p> <p>■ 実際の算出方法は次のとおりです。</p> <p>退職時の標準報酬月額（上限28万円）×お住まいの都道府県別保険料率</p> <p>※40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。</p> <p>※保険料率は協会けんぽホームページまたは都道府県支部にご確認ください。</p> <p>■ <u>原則2年間変わりません</u>（保険料率が変更される場合などを除きます）。</p> <p>■ 毎月、納付書による納付（毎月10日まで）と、口座振替による納付があります。また、毎月納付の他に一括して納付すると割引となる前納制度もあります。</p>
<p>保 険 給 付</p>	<p>■ 医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。</p> <p>■ 在職中と同様の給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を、原則受け取ることができます。</p> <p>※資格喪失後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、任意継続とは関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。</p>

任意継続の申請から保険証発行までの流れ



※保険証が送付されるまでに医療機関で診療を受けて全額自己負担された場合は、保険証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで保険負担分を払い戻しいたします。

● お問い合わせ先 ●

大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル
 全国健康保険協会大阪支部 ☎06-6201-7070(代表)
 申請書は協会けんぽホームページからも印刷できます。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

健康保険・厚生年金保険の 「適用関係の手続き」については、 用紙による届出のほか、電子申請 またはフロッピーディスクなどの 磁気媒体で提出いただくことができます



電子申請とは

これまで、年金事務所の窓口において書面で行っていた申請・届出の手続きを、会社や自宅のパソコンからインターネットを利用して行えるサービスです（24時間365日申請・届出が可能です）。日本年金機構に係る電子申請の手続きは、電子政府の総合窓口（e-Gov）からご利用いただけます。くわしくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ <http://www.e-gov.go.jp>

《電子申請に関するご不明な点につきましては、日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口（ヘルプデスク）へ》

電話 0570-000-381（平日8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00）

IP電話・PHSからは「03-6700-1188」にお電話ください。

e-mail denshi@nenkin-helpdesk.jp

年金委員・健康保険委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行っていただくため、事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱する民間協力員です。

活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域においてご活動いただいております。「職域型」は全国で約12万人の方が年金委員として委嘱されています。

年金制度に関する仕組みや各種届出手続方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する社員の方が、職場内にいることは、とても心強いものです。年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

年金事務所では「年金委員」の方に研修会を開催するなどのサポートをさせていただきますので、趣旨をご理解いただき、まだ、年金委員を設置されていない事業所様におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします（日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）の「年金委員のページ」をご参照ください）。

また、全国健康保険協会大阪支部におきましても、健康保険制度に関して、年金委員と同様の活動を行っていただくため、大阪支部長が委嘱する健康保険委員制度を設けておりますので、同時に推薦をお願いいたします。

くわしくは、最寄りの年金事務所・全国健康保険協会大阪支部までお問い合わせください